

建築基準法(令和元年改正)に伴う 用途変更の改正に伴う講習会の報告 (公社)大分県建築士会日田支部

広報部長 秋 和夫

8月22日、日田市役所別館3階会議室に於いて、(公社)大分県建築士会日田支部の主催で、改正建築基準法に伴う用途変更の改正講習会が開催されました。日田消防署と日田市土木建築部建築住宅課による連携要望を受けて行われたもので、25名の参加がありました。



(開会の挨拶をする野村支部長)



(講習会進行をする財津副支部長)

用途変更の改正については、日田市住宅課指導審査係の大友得央主幹より、説明がありました。

建築基準法(令和元年改正)の法改正で、200㎡未満の特殊建築物への用途変更が確認申請を必要とせず、工事届の提出となります。行政チェックが行われない工事届の提出の場合は、提出義務者である所有者や設計若しくは施工を手掛けた業者で法関係規定に適合させることが必要です。採光面積や界壁の設置及び排煙面積・避難消火設備等の法関係規定のチェック漏れが出る可能性がありますので、特に注意してほしいとの事でした。

建物が工事を終えて使用開始した後に、規定不適合が発覚した場合は、指導に基づき適合工事を行う必要が出てきますので、指導審査係に相談してほしいとの事でした。



(用途変更改正の説明をする大友主幹)

日田消防署の岩里安徳署長からは、用途変更による消防設備の配置と変更についてお話がありました。特殊建築物への200㎡未満の用途変更が確認申請不要のため、消防同意も不要となりました。考えられるトラブルとして、安全基準を満たさないまま営業開始する法令違反の建物が増える可能性があるため、設計途中や工事前に相談してほしいとの事でした。



(消防設備設置の説明をする岩里署長)

工事完了後に消防用設備が必要で、指導に従わない法令違反の場合は、公表制度が義務付けられています。結果的に、事業主・従事者・利用者の不利益が生じます。行政や関連機関との連携をとって、家主や事業主等への理解を得られるよう説明や相談をしてほしいとの事でした。



(講習会場の様子)

《報告後記》

今回の講習会は、先日(8月8日)に行われた建築基準法(令和元年改正)講習会に続き、用途変更に特科したもので、行政チェックの行き届かない部分に対する法令違反を懸念したものです。

2018(平成30)年に建築基準法の改正が行われ、2019(令和元)年6月1日より施行されています。既に、法改正されて1年以上経っていますが、関係法令は未だ未整備のものもありますので、今後の経過をみながら、家主や事業主様へ判りやすく説明できるように勉強していきます。

(広報部長 秋 和夫)